

ISO消防服装・装備対策委員会設置要綱

制定 平成29年7月21日

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人日本消防服装・装備協会（以下「協会」という。）定款第46条の規定に基づき、「ISO/TC94/SC14」等に対する国内外における円滑な審議とその促進を行うために、協会の内部組織として設置する「ISO消防服装・装備対策委員会」（以下「対策委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務内容)

第2条 対策委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定、実施等を行うものとする。

- (1) ISO/TC94/SC14に関するCD(委員会原案、)、DIS(国際規格案)等に対処する基本方針に関すること。
- (2) ISO/TC94/SC14に関するCD(委員会原案、)、DIS(国際規格案)等に対する国内意見等の調整等に関すること。
- (3) ISO/TC94/SC14 国内対策委員会に対する対応に関すること。
- (4) ISO/TC94/SC14 国際会議への代表者の派遣等に関すること。
- (5) その他 ISO/TC94/SC14 の対応に関すること。

(委員)

第3条 委員会の委員は、協会の会員会社から推薦を受けた者とし、協会会長が委嘱する。

- 2 委員会の委員は、協会の会員会社から複数推薦することができる。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げないものとする。

(委員会の構成等)

第4条 委員会は、前条の委員により構成する。

- 2 委員会には、審議する項目ごとに部会を置く。

(委員長等)

第5条 委員会には、委員の互選による委員長を置く。

- 2 委員長は、委員会を統括する。
- 3 委員長は、必要に応じ副委員長を指名することができる。
- 4 委員長は、必要に応じ委員会を招集し、これを開催する。
- 5 委員長に事故がある場合は、副委員長が職務を代理する。

(部会)

第6条 委員会には、次に掲げる部会を設置する。

- (1) 防火衣関係部会
- (2) 防火帽関係部会
- (3) 防火手袋部会
- (4) 防火靴関係部会
- (5) 活動服関係部会
- (6) その他装備関係部会

2 部会の委員は、協会の会員会社から推薦を受けた者とし、協会会長が委嘱する。

3 部会の部会長は、委員会の委員の内から、委員会の承認を受け、委員長が指名する。

4 部会長は、必要に応じ副部会長を指名することができる。

5 部会長は、当該部会を統括する。また、部会長に事故がある場合は、副部会長が職務を代理する。

6 部会長は、当該部会において、審議、検討した結果を必要に応じ、委員会に報告する。

(委員会の経費等)

第7条 委員会に係る経費等については、別途定める。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、協会内に置く。

(補則)

第9条 その他委員会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月21日から施行する。